

市議会

ほうふ

Hofu

臨時号

賛成5・反対21で否決！

議員定数の半減条例案

6月議会に上程され、継続審査となっていました「議員定数を半減する条例改正案」は、9月3日に開催された議員定数に関する特別委員会（三原昭治委員長）で賛成少数で否決され、同16日の本会議でも賛成少数で否決されました。「市長選挙の結果は民意である」との賛成意見はありましたが、「二元代表制を否定する地方自治の根幹に関わる問題」「削減の声は理解しているが、半減はやりすぎだ」「定数削減の根拠が明確でない」という反対意見が多数を占めました。（特別委員会での質疑についてご紹介します。）



（特別委員会での審議）

定数13人の根拠は何か
議員 提案された議員定数13人ほどの根拠は何か。

市長 「増やすならば倍増、減らすならば半分」が信念であり、それくらいの心意気がなければならぬと議員定数半減を提案した。防府市レベルの規模の都市では、人口1万人に対して1人程度が適当であると考えている。

議員 少人数の委員会構成になると、議会の役割に悪影響が出ると思われる。

市長 他市の状況などを見て、どう考えるか。

議員 財政上の問題なのか
議員 議員定数半減の提案は財政上の問題なのか。

市長 当面は財政上の問題ではない。将来的に、合併した市より状況が悪くなるという心配もあり、今回提案した。この実現により、将来の都市間競争に勝てるようにしたい。

議員 定数半減の実現で1億5000万円が捻出できるというわけだが、執行部のポストの半減や無駄を省くこともすべきではないか。

市長 これまでと同様に今後も行革委員会の意見を参考に進めたい。

議員 公約の実現は可能か
議員 市長後援会の機関紙には、公約8項目を掲載し、すべてに「達成」と記載されているが、議員定数半減等による2億円程度の効果額で8項目が達成できるのか。

市長 半減が達成できたらやれるという意味なので、具体的なものは詰めていない。

議員 国・県・市の議員が多すぎるといっても議論して削減していきたくはないか。

市長 段階的に削減していくという意見は分かるし、ものごとの急激な変化はどうかとも思う。しかし議員定数半減を公約として当選したので、議案を提出した。

憲法第93条第2項は、地方公共団体の長（首長）と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶと規定しています。これを二元代表制といいます。

一方、国政では、国会議員によって選ばれた首相が、内閣を組織します。これを議院内閣制といいます。

首相は、国会の多数派から選出されるため、政党間で与野党関係が生じますが、二元代表制の地方議会では、与党、野党は存在せず、制度やその

相互に緊張関係を保ちながら、議会は、首長と独立・対等の立場から、その自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、また政策提案を通して、政策形成の役割を担っています。

二元代表制と議会の役割

また、首長が独任制であるのに対し、議会は合議制の機関であり、議会は、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していかねばなりません。

このことから、地方自治法第19条では、首長は、その住民であることとを求めています。議員は住民でなければなりません。

また、審議の場に多様な市民の意見を反映させるためには、自治体の規模や地域の特性に応じた議員数の確保が必要です。

また、首長が独任制であるのに対し、議会は合議制の機関であり、議会は、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していかねばなりません。

また、審議の場に多様な市民の意見を反映させるためには、自治体の規模や地域の特性に応じた議員数の確保が必要です。

臨時号の発行にあたって



〈行重延昭議長〉

6月議会に提案されておりました「議員定数を半減する条例改正案」については、継続審査しておりますが、9月16日の本会議で、賛成少数で否決されました。

この条例改正については、市長の選挙公約のひとつであることから、本会議、委員会への市民の傍聴も多数あり、市民の大きな関心を集めております。防府市議会としてはこのたび「市議会だより」の臨時号を発行し、議会での論議や市から提出された資料をご紹介することにいたしました。

防府市議会では平成21年1月に議会改革推進協議会を設置し、議会の監視機能、政策立案機能、開かれた議会、市民と協働する議会をテーマに協議をしてきました。これまでに、①傍聴者への議案書の貸出、②政務調査費の用途基準の明確化、③出前講座に「議会のしくみ」を追加、④

委員会の原則公開等を実施。さらに、議会中継実施に向けて検討しております。

また、議会基本条例については、議会改革フォーラム、条例案のパブリックコメントを終え、12月議会への提案、来年4月施行を目途に作業を進めています。

議員定数については、この議会改革推進協議会において、当初から検討項目に掲げ、調査研究しています。

今後とも議会に対しましてご理解とご協力をよろしくお願い致します。

